令和4年8月31日

令和4年鳥羽市議会会議 提出議案

鳥羽市長

# 令和4年8月31日会議提出議案一覧表

議案第	2 2	号	令和4年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号)	•	•	, !	別冊
議案第	2 3	号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正				
			予算(第1号)	•		• ]	別冊
議案第	2 4	号	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車				
			の使用の公営に関する条例の一部改正について	•		•	1
議案第	2 5	号	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスタ				
			一の作成の公営に関する条例の一部改正について	•		•	3
議案第	2 6	号	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの				
			作成の公営に関する条例の一部改正について	•		•	5
議案第	2 7	号	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	•		•	7
議案第	2 8	号	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい				
		•	7	•		•	12
議案第	2 9	号	令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい				
		•	7	•		•	14
認定第	1	号	令和3年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に				
		•	ついて	•			15
認定第	2	号	令和3年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	•		•	16
報告第	3	号	令和3年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	•		•	17
報告第	4	号	令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告に				
114 11 214	-	•	ついて				18
報告第	5	号	令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不				
114 1 214		•	足比率の報告について	•		•	19
報告第	6	号	令和3年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について				20
報告第	7	号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について				21
報告第	8	号	専決処分した事件の報告について				21
1 N III /14	•	•	(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることに				
			(13) 中			,	22

#### 議案第24号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公 営に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に 関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用の公営に関する 限度額について引き上げたく、本提案とするものである。 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に 関する条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」 を「7,700円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第25号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

# 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスターの作成の公営に関する限度額について引き上げたく、本提案とするものである。

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営 に関する条例(平成6年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に 改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第26号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営 に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

## 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営に関する限 度額について引き上げたく、本提案とするものである。 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第27号

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

## 提案理由

本市非常勤職員の育児休業の取得要件等について、国家公務員に準じた措置を講じたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「いう。)(」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

#### イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の

翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場

合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期 の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、 当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤 職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条 第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する 場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当す る場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第 1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間 においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条

第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

- 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
  - 第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの 条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号 に係る部分に限る。)の規定に適用については、なお従前の例による。

## 議案第28号

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

## 提案理由

鳥羽市民体育館冷暖房利用料金を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第43号)の一部を 次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

## 別表第5 (第12条関係)

鳥羽市民体育館冷暖房利用料金

区分	<del>ो</del>	1時間当たりの金額		
		円		
メインアリーナ	-	4, 200		
サブアリーナ	全体	2, 100		
	フロア	1,400		
	舞台	700		
トレーニングル	ノーム	600		
小会議室		300		
中会議室		600		

#### 備考

利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第29号

令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金288,121,662円のうち、39,487,792円を減債積立金に積み立て、30,000,000円を 建設改良積立金に積み立て、218,633,870円を自己資本金に組み入れる ものとする。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度に生じた未処分利益剰 余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

## 認定第1号

令和3年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度鳥羽市一般会計及び各 特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和3年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和3年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 令和3年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

令和3年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

## 認定第2号

令和3年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度鳥羽市水道事業会計 決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

 令和4年
 8月31日
 提出

 令和4年
 月日

鳥羽市長 中村欣一郎

## 提案理由

令和3年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会 の認定を得たく本提案とするものである。

# 報告第3号

令和3年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年 度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
令和3年度算定值	_	1	8. 5	30.3
早期健全化基準	14.01	19.01	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	_

# 報告第4号

令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計		20.0

# 報告第5号

令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計		20.0

# 報告第6号

令和3年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計		20.0

## 報告第7号

一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社 の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

## 報告第8号

専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和4年 8月31日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

# 専決第1号

専 決 処 分 書

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年 8月10日

鳥羽市長 中村欣一郎

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて 鳥羽市鳥羽一丁目地内における自動車破損事故について和解し、損害賠償の額 を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和4年6月6日午前11時20分頃、鳥羽市鳥羽一丁目 地内の鳥羽マリンターミナル荷物取扱所前において、停車 中の車両に対し、風にあおられた荷物が接触し、破損させ たので、市はその損害について和解し、賠償するものであ る。
- 2 損害賠償の額及び相手方

44,000円